

久御山町スポーツクラブ登録制度要項（学校スポーツ施設団体登録要項）

（趣旨）

第1条 久御山町スポーツクラブ登録制度要項（以下「要項」という。）は、久御山町スポーツクラブ登録制度（以下「登録制度」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 登録制度は、町民の自発的、継続的なスポーツ活動を民主的に運営されるスポーツクラブの活動によって促進し、当町のスポーツ振興に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要項において「スポーツクラブ」とは、継続的にスポーツ活動を行う個人で結成された団体をいう。

（施策）

第4条 当町におけるスポーツクラブ育成のための施策は原則として、次のとおりとする。

- （1）スポーツクラブ育成のための指導者実技講習会の開催
- （2）登録を承認したスポーツクラブの育成

（登録承認の申請）

第5条 登録を希望するスポーツクラブは、久御山町学校スポーツ施設使用団体登録申請書（様式第1号）を提出し、教育長の承認を受けなければならない。

2 承認された内容に変更が生じた場合には、久御山町学校スポーツ施設使用団体登録変更申請書（様式第2号）を提出し、教育長の承認を受けなければならない。

（登録クラブの条件）

第6条 教育長の登録承認を受けようとするスポーツクラブは、次の条件を備えていなければならない。

- （1）久御山町在住、在勤者で構成される10名以上の団体であること。
- （2）代表者が成人であること。
- （3）継続して活動されている団体であること。

（登録の取消）

第7条 教育長は、登録クラブとして不適当と認められたときは、登録を取り消すことができる。

（登録の有効期間）

第8条 このスポーツクラブ登録制度の登録有効期間は、教育長が登録を承認した日からその年度の3月31日までとする。